

特例 (S44附 4条) による 平均標月 の計算

【課題・2●●】 <船員被保期間 平均標月 の端数処理>

【課題・161】(で説明の内容)、妻の遺族厚生年金額に疑義がある、その原因は”夫の船員被保険者期間中の再評価後の平均標月額”にある、として H27.4月 審査請求書を提出しました。

その結果、約 1年半後・H29.8月 ”審査請求を棄却する”旨の決定書が届きました。
”結果は 想定どおり”ですが、”内容が想定外・おもしろい”ので扱います。

(今回は要旨のみです。詳細な内容・説明、検討は後日改めて取り上げる予定)

1. 要点は、①. S32.10月前、及び S51.8月以降の 3期間ともに被保険者期間が有る
②. 更に、本事例は各3期間とも 船員の被保期間のみ である場合、の端数処理 です。

2. 【課題・161】 H27.1.22 の一部再掲

【課題・161】	<平均 標報月額計算 の 例外>	…	旧・厚年が長い場合
I. 再評価後の 平均標準報酬(月)額 の 計算法			
◆ 原則 : 全被保険者期間の平均 (厚 第43条)			
平均標報(月)額	=	被保険者期間 各月の標報月額と標準賞与額の総額 被保険者期間の 総月数	
◆ S32.10.1前 に加入期間がある者 の例外 (S44附4条)			
1. S32.10.1前に加入有、S32.10.1～S51.7.31に 3年以上有、受発S44.11.1以降 ⇒ S32.10.1前を平月の基礎としない ・S32.9以前、S51.8以降ともに被保険者期間がある場合、S51.7までとS51.8以降の計算額を加重平均			
2. S32.10.1～S51.7.31が3年未満、かつS51.7.31まで 3年以上で、受発S44.11.1以降 ⇒ S51.7.31の直近3年で計算			
3. 上記、加重平均の計算法			
			S1,S2 : 平月額 N1,N2,N3 : 月数
平(月)額	=	$\frac{S1 \times (N1+N2) + (S2 \times N3)}{N1 + N2 + N3}$	

➡ 3. 法 S44附第4条 による 計算例

◆ N1:47月、N2:141月、N3:13月 (N1+N2+N3=201月)、 S1:293,862円、S2:210,831円 (この数値は 合致・争い無)

∴ 平月 = $[293,862 \times (47+141) + 210,831 \times 13] / (47+141+13) = 57,986,859 / 201 = 288,492 \dots (イ)$

◆ 各4/3倍すると、N1:47×4/3=62.6≒63、N2:141×4/3=188、N3:13×4/3=17.3≒17、201×4/3=268
∴ 平月 = $[293,862 \times (63+188) + 210,831 \times 17] / (63+188+17) = 77,343,489 / 268 = 288,595 \dots (ロ)$

➡ 4. 厚労省 システム による計算法 : (P.2) ~

◆ 各期間を 4/3倍・端数切上げ

・N1+N2+N3: (201)×4/3 = 268... (A)、・N3:13×4/3 = 17.3⇒18... (B)、・N1+N2: (A)-(B) = 250

∴ 平月 = $[293,862 \times (250) + 210,831 \times 18] / (268) = 77,260,458 / 268 = 288,285 \dots (ハ)$

5. 吟味、検討

(1). 一般的には (船員と他期間が混在とすれば) 上記4. のように 各期間×(4/3) が必須となるが、本事例は (全期間 船員被保なので) 必ずしも必要 でない。(逆に煩雑になる)

(2). 結果として ”再審査請求” を行います。

貴方は、上記 (イ)、(ロ)、(ハ) のどれが 最も適切・妥当 と考えますか、その理由は? ご教示下さい。